

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 本学学生の身分の取扱い並びに学生及び学生の団体の行為に関する基準については、この規則に定めるところによる。

## 第2章 学生の所属

### (所属の変更)

第2条 全科履修生が所属コースの変更を希望するときは、別に定める所属変更願を学長に提出してその許可を受けるものとする。

2 修士全科生が所属プログラムの変更を希望するときは、別に定める所属変更願を学長に提出してその許可を受けるものとする。ただし、臨床心理学プログラムへの変更は認めない。

### (所属学習センターの変更)

第3条 学生が所属する学習センターの変更を希望するときは、別に定める所属学習センター変更願を学長に提出してその許可を受けるものとする。

## 第3章 学生に関する記録

### (記録事項の変更)

第4条 氏名に変更があったときは、すみやかに別に定める氏名変更届を学長に提出するものとする。

2 本籍、住所及び連絡先に変更があったときは、すみやかに別に定める住所等変更届を学長に提出するものとする。

## 第4章 学生証

### (学生証の所持)

第5条 学生は、学生証を常に所持するとともに、本学関係者の請求があったときは、これを提示するものとする。

2 学生証は、他人に貸与し、または譲渡してはならない。

3 学生証を所持しない者については、学習センター及び附属図書館等本学施設の使用並びに単位認定試験の受験を認めない。

### (学生証の取扱い)

第6条 学生証の有効期限は、全科履修生、修士全科生及び博士全科生の場合は2年間、選科履修生及び修士選科生の場合は1年間、科目履修生及び修士科目生の場合は1学期間（集中科目履修生にあっては1学期間内の別に定める期間）とし、有効期限を経過したものは、更新する。

2 学生証を紛失したときは、すみやかに別に定める学生証再発行願を学長に提出して、再交付を受けるものとする。

3 卒業、修了、退学等により学生の身分を失ったときは、直ちに学生証を返還するものとする。

## 第5章 休学、留学、退学等

### (休学、復学及び退学)

第7条 学生は、別に定める休学願、復学願又は退学願を学長に提出してその許可を受け、それぞれ休学、復学又は退学することができる。

### (留学)

第8条 学生は、別に定める留学願を学長に提出してその許可を受け、留学することができる。

## 第6章 学生の団体

### (結成の許可)

第9条 学生団体を結成しようとする学生は、本学の学生（集中科目履修生及び特別聴講学生を除く。）の身分を有する者の中から学生団体責任者（以下「責任者」という。）を定め、別に定める学生団体結成願（以下「結成願」という。）に構成員名簿、年間活動計画書、年間活動費収支計画書、学生団体の規約等を添付のうえ、責任者の所属する学習センターの所長（以下「担当所長」という。）に提出し、担当所長を通じて学長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の有効期限は、当該学生団体が許可を受けた日の属する年度の翌年度5月31日までとする。

（許可の更新）

第10条 学生団体は、前条第2項の有効期限の経過後において当該学生団体の活動を継続しようとするときは、許可を受けた日の属する年度の翌年度4月30日までに、別に定める学生団体更新願（以下「更新願」という。）を担当所長に提出し、担当所長を通じて学長の許可を受けなければならない。

（諸事項の変更）

第11条 学生団体は、結成願及び更新願の記載事項又は学生団体の規約を変更するときは速やかに別に定める学生団体諸事項変更願（以下「変更願」という。）を担当所長に提出し、担当所長を通じて学長の許可を受けなければならない。

（解散）

第12条 学生団体は、別に定める学生団体解散願を担当所長に提出し、担当所長を通じて学長の許可を受け解散することができる。

（許可の取消し）

第13条 学生団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、学長が当該学生団体の結成の許可を取り消す場合がある。

- 一 第10条の規定による更新願、又は第11条の規定による変更願を提出しなかった場合
- 二 学生団体として法令若しくは本学の規則に違反し、又は公の秩序及び善良の風俗に反する行為を行った場合
- 三 結成願、更新願又は変更願に虚偽の記載があった場合
- 四 課外活動中に学生団体の構成員が重大な過失を行った結果、事故が発生する等により、学生団体の運営が円滑に行われなかった場合
- 五 その他学生の本分に反すると認められる活動を行った場合

#### 第7章 学生及び学生団体の活動の原則

（教育・研究環境の保全）

第14条 学生又は学生団体は、本学の教育及び研究を妨げてはならず、加えて本学の政治的・宗教的中立を損なってはならない。

#### 第8章 集会及び施設の使用等

（集会開催の許可）

第15条 学生又は学生団体は、所定の期日までに別に定める集会願を担当所長に提出し、担当所長を通じて学長の許可を受け、学内において集会を開催することができる。ただし、社会通念に照らして不適切な額の会費を徴収する集会の開催は認めない。

（集会の禁止又は解散）

第16条 前条の許可を受けた集会の責任者又は参加者が、この規則に違反し、又は違反するおそれがあると認められるときは、学長は、その集会の開催の禁止又は解散を命ずることができる。

（施設の使用）

第17条 学生又は学生の団体が本学の施設を使用するに当たっては、別の定めがある場合のほか、この規則の定めるところによる。

2 学生又は学生の団体は、所定の期日までに別に定める施設使用願を学長に提出してその許可を受

け、学修等のため本学の施設を使用することができる。

(遵守事項)

第18条 本学の施設を使用する者は、使用許可の条件を遵守するものとする。

(使用中止命令)

第19条 施設の利用者がこの規則に違反したときは、学長は、当該施設の使用の中止を命ずることがある。

(損害賠償)

第20条 施設の利用者が故意又は過失により施設、設備又は備品を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償するものとする。

(募金等及び署名)

第21条 学生又は学生団体は、所定の期日までに別に定める募金等願を担当所長に提出し、担当所長を通じて学長の許可を受け、学内において募金等金銭の收受を伴う行為を行い、又は署名を求めることができる。

2 第16条の規定は、前項の行為について準用する。

第9章 文書等の掲示、配付等

(掲示の許可)

第22条 学生又は学生団体は、別に定める文書等掲示願に掲示しようとする文書等を添えて担当所長に提出し、その許可を受け、学内において文書、ポスター等(以下「文書等」という。)を掲示することができる。

2 前項の規定により掲示の許可を受けた文書等には、掲示承認印を押印する。

(許可の条件)

第23条 掲示しようとする文書が次の各号の一に該当するときは、掲示を許可しない。

- 一 特定の個人又は団体等の名誉を傷つけると認められるもの
- 二 虚偽の事実を記載したもの
- 三 内容、表示が品位を欠くと認められるもの
- 四 第14条に違反する活動を目的とするもの

(掲示の条件)

第24条 文書等は、別に指定する学生用掲示板に掲示するものとする。ただし、特に許可したものについてはこの限りでない。

2 掲示の期間は3週間以内とし、この期間を経過した文書等は、当該文書等の掲示に係る責任者が直ちに撤去するものとする。

(責任者の表示)

第25条 文書等には、当該文書等の掲示に係る責任者の氏名を明示するものとする。

(撤去)

第26条 第22条第1項及び第24条に違反して掲示された文書等は、当該文書等が掲示された場所の管理者が撤去する。

(文書等の配布)

第27条 学生又は学生の団体は、第23条各号の一に該当する文書、物品等を学内において配布してはならない。

2 第25条の規定は、文書等の配布について準用する。

3 前2項の規定に違反した場合は、学長は、当該文書等の配布を禁止することがある。

附 則

この規則は、平成22年10月13日から施行する。

附 則(平成26年2月19日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月13日）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月16日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日において許可を受けている学生団体の行為に関する基準については、令和5年5月31日までの間、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。